

理学療法士・作業療法士の臨床実習に関する再質問主意書（1/2）

平成二十八年五月三十日

提出者 阿部 知子

理学療法士・作業療法士の臨床実習について、平成二十八年三月九日付質問主意書に対する答弁書を踏まえ、以下質問する。

一、無資格診療の疑いについて

- 一) 理学療法等学生の臨床実習において、学生が患者に理学療法等行為を実施しなければ達成できない教育上の目的は何か。見解を示されたい。

（答弁）理学療法士及び作業療法士（昭和40年法律第137号）第11条第1号及び第2号の学校及び理学療法士養成施設並びに同法第12条第1号及び第2号の学校及び作業療法士養成施設（以下「理学療法士等学校養成施設」と総称する。）の学生（以下「理学療法士等学生」という。）が臨床実習において理学療法又は作業療法（以下「理学療法等」という。）を行う目的に関しては、「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」（平成27年3月31日付け医政発0331第28号厚生労働医政局長通知。以下「ガイドライン」という。）において、社会的ニーズの多様化に対応した臨床的な観察力及び分析力を養うとともに、治療計画の立案能力及び実践能力を身に付けることと示している。

- 二) 理学療法等学生の臨床実習において、学生が患者に理学療法等行為を実施することを認めるのであれば、医学生や看護学生の臨床及び臨床実習と同様に、侵襲性のそれほど高くない一定のものに限られるべきであるが、理学療法等学生の臨床実習に関して侵襲性のそれほど高くない技術項目とは何か、具体的に示されたい。

（答弁）理学療法士等学生が臨床実習において行うことのできる理学療法等は、先の答弁書（平成28年3月18日内閣衆質190第180号。以下「前回答弁書」という。）についてでお答えしたとおり、医師の指示及び相当の経験を有する理学療法士又は作業療法士による指導並びに患者の同意の下、その目的、手段及び方法が社会通念から見て相当であり、理学療法士及び作業療法士（以下「理学療法等」という。）が行う理学療法等と同程度の安全性が確保される範囲内で行われる行為であると考えており、例えば、これらの条件を満たした上で、座る、立つといった基本的動作能力の回復を図るための運動を患者に対して行わせることがこれに該当する。

三) 理学療法等学生の臨床実習において、学生が患者に理学療法等行為を実施することを認めるのであれば、医学生や看護学生の臨床及び臨地実習と同様に、一定の要件を満たす指導者によるきめ細かな指導・監督の下に行われることが必要であるが、理学療法等学生の臨床実習地での指導体制はどのようにあるべきか、具体的に示されたい。

(答弁) 理学療法士等学生が行う臨床実習の指導の体制に関しては、ガイドラインにおいて、「実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、かつ、そのうち少なくとも一人は免許を受けた後三年以上業務に従事したものであること」、「実習施設における実習人員と該当施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましいこと」等を示している。この指導体制を充実させることについては、今後、理学療法士等学校養成施設の養成カリキュラム全体の見直しを行う中で検討してまいりたい。

四) 理学療法等学生の臨床実習において、学生が患者に理学療法等行為を実施することを認めるのであれば、医学生や看護学生の臨床及び臨地実習と同様に、学生の技量の修得が実践可能な水準に達していることを確認する必要があるが、理学療法等学生の臨床実習前の技量についてどのように評価を行うべきなのか、具体的に示されたい。

(答弁) 理学療法士等学校養成施設においては、理学療法士等学生が、臨床実習を行うに先立ち、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第3号。以下「指定規則」という。）に定める教育内容について受講した講義・演習等の成績が一定の基準を満たしていること等を持って、臨床実習を行うに足る知識及び技術を習得していると評価しているものと認識している。

五) 理学療法等学生の臨床実習において、学生が患者に理学療法等行為を実施することを認めるのであれば、医学生や看護学生の臨床及び臨地実習と同様に、患者の同意を得る必要があるが、患者の同意はどのようにして取られるべきか見解を示されたい。

(答弁) 理学療法士等学生が臨床実習を行う際の患者の同意については、理学療法士等学校養成施設の教員及び実習施設の実習指導者が患者やその家族に対して実習の必要性や実習内容等について十分説明を行うこと、理学療法士等学校養成施設及び実習施設の連名で患者と同意について文書で取り交わすこと、口頭で同意を得た場合にあってはその旨を記録として残すこと等の方法によることが望ましいと考えている。

六) 右記の一) から五) が具体的に示され担保されない限りは、学生が行う理学療法等行為は理学療法士等が行う理学療法等行為と同程度の安全性が確保される保障はない。理学療法等学生が臨床実習で患者を担当して一連の理学療法を実施するのは、患者の安全性確保の点から不適切であり、現状の臨床実習は直ちに中止し、資格取得後の研修へ切り替えるべきではないか。

(答弁) 理学療法士等学生の臨床実習は、臨床的な観察力及び分析力並びに治療計画の立案能力及び実践能力を身に付けるために必要であり、また、患者の同意の下、理学療法士等が行う理学療法等と同程度の安全性が確保された上で実施されていると認識していることから、現時点においては、御指摘のように「現状の臨床実習は直ちに中止し、資格取得後の研修へ切り替えるべき」とは考えていない。

なお、現在の臨床実習の在り方を改善していくことについては、今後、理学療法士等学校養成施設の養成カリキュラム全体の見直しを行う中で検討してまいりたい。

七) そもそも、理学療法士等が実施した検査・評価・治療・訓練は全て保険医が承認して初めて診療報酬請求できるものであるが、理学療法士等の資格のない学生の行為について診療報酬を請求することについて、違法性はないとする根拠は何か。

(答弁) 御指摘の「理学療法士等の資格のない学生の行為」の意味するところが必ずしも明らかではないが、前回答弁書1の1) についてでお答えした範囲内で理学療法士等学生の臨床実習を実施している保険医療機関において、理学療法士等学生の指導等を行う保険医及び理学療法士等が適切に指導等を行い、診療を行っている場合に、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第4項等の規定に基づく保険者等の審査を経て、保険者等から診療報酬の支払いを受けることは差し支えないものと考えている。

八) 患者にとって治療の本来の目的は病気の治癒及び症状の改善であり、理学療法士等学生の経験に資するためではないのは当然である。しかし、一部の理学療法士等学生の臨床実習では、すでに治療方針が立てられて治療が相当程度進んでいるにも関わらず、新規の患者に対して行われる初期評価から学生に実施させている実態がある。このことは、不必要な様々な検査を患者に強いることを意味し、病気の治癒及び症状の改善という患者にとっての本来の目的が無視されているといえる。このような実習は、例え患者が同意していたとしても倫理上問題があり、実習として適切ではない。この点について見解を示されたい。

(答弁) 御指摘の「実態」の詳細が明らかではないが、理学療法士等学生の臨床実習は、前回答弁書1-1) についてでお答えした要件の下、各理学療法士等学校養成施設において、患者の状態や実習施設の状況等を踏まえて適切に行われるべきものと考えている。